

(平成二一年九月一三日言渡 同日原本領収 裁判所書記官)

平成一〇年(ワ)第一七一四五号 損害賠償請求事件

中間判決

東京都墨田区東向島二丁目三六番一〇号

中央信用金庫訴訟承継人

原 告 東京東信用金庫

右代表者代表理事 中澤 靖

右訴訟代理人弁護士 枝本 安正

同 川口敏郎

キプロス共和国ニコシア市スコパ通り一〇、トリビューン・ハウス

被 告 エス・ケー・ビー・マリーン・カンパニー・

リミテッド

右代表者取締役

茂木

孝

兵庫県神戸市中央区明石町三一一番地の一

被

告

武陽汽船株式会社

右代表者代表取締役

茂木

孝

兵庫県西宮市石刎町一七番二六号

被

告

茂木

孝

右三名訴訟代理人弁護士

澤木本

幸

一雄

主

文

被告らの本案前の申立てを却下する。

事実及び理由

第一 請求

一 被告エス・ケー・ビー・マリーン・カンパニー・リミテッドに対する請求

1 被告エス・ケー・ビー・マリーン・カンパニー・リミテッドは、原告に対し、金二〇二八万二二〇四円並びに内金一八四三万八三六八円に対する平成一〇年三月二日から判決日までは年六分の割合による金員、同内金に対する判決日から支払済みまで年八分の割合による金員及び内金一八四万三八三六円に対する平成一〇年三月二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 1と選択的に、

(一) 被告エス・ケー・ビー・マリーン・カンパニー・リミテッドは、原告に対し、別紙船荷証券明細記載の運送品を平成一一年一月二五日から一〇日

以内に引き渡せ。

(二) 被告エス・ケー・ビー・マリーン・カンパニー・リミテッドは、原告に
対し、別紙船荷証券明細記載の運送品を平成一一年二月四日までに引き渡
さないときは、金一八四三万八三六八円及びこれに対する平成一一年二月
五日から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

二 被告武陽汽船株式会社に対する請求

1 被告武陽汽船株式会社は、原告に対し、金一八四三万八三六八円及びこれ
に対する判決日から支払済みまで年八分の割合による金員を支払え。

2 1と選択的に、

(一) 被告武陽汽船株式会社は、原告に対し、別紙船荷証券明細記載の運送品
を平成一一年一月二十五日から一〇日以内に引き渡せ。

(二) 被告武陽汽船株式会社は、原告に対し、別紙船荷証券明細記載の運送品を平成一一年二月四日までに引き渡さないときは、金一八四三万八三六八円及びこれに対する平成一一年二月五日から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

三 被告茂木孝雄に対する請求

被告茂木孝雄は、原告に対し、金一八四三万八三六八円及びこれに対する判決日から支払済みまで年八分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、マレーシアの木材業者である訴外サバセルガス・エスディーエヌ・ピー・エイチディー（以下「訴外サバセルガス」という）と被告エス・ケー・ビー・マリーン・カンパニー・リミテッド（以下「被告エス・ケー・ビー」とい

う）で締結された海上物品運送契約（以下「本件運送契約」という）に関し、マレー・シア国内の港で被告エス・ケー・ビー所有の船舶ロッコー号（以下「本件船舶」という）に積み込まれた木材を日本国内で陸揚げして引き渡す際、船長がその船荷である木材を被告エス・ケー・ビーの発行した船荷証券所持者以外の第三者に渡したという事実関係の下で、本件船舶の船長が発行した、別紙船荷証券明細記載の船荷証券（以下「本件船荷証券」という）を所持する原告が、船荷を受け取ることができなかつたとして、次の1ないし3のとおり、本件運送契約の関係者に損害賠償を求めている事案である。

1 被告エス・ケー・ビー関係

本件運送契約の当事者で運送人であり、かつ運送船舶ロッコー号の所有者である被告エス・ケー・ビーは、①その被用者であるロッコー号の船長が本

件船荷証券の所持の有無を確認すべきであるのにこれをしないで船荷を交付したことについて、船舶所有者としての責任を商法六九〇条により、②被告エス・ケー・ピーが船主代理店として指名した訴外株式会社郵船エイジエンシーが、被告エス・ケー・ピーの被用者として、本件船荷証券の原本確認をするよう船長に注意すべきであるのにこれをしないまま船長に積荷の引渡しを指示したことについて、使用者責任を民法七一五条により、③被告エス・ケー・ピーと定期儲船契約を締結した本件相被告東京船舶株式会社が、被告エス・ケー・ピーの被用者として、訴外株式会社郵船エイジエンシーに本件船荷証券の原本確認をしてから荷渡指図をするよう通知すべきであるのにこれを行ないま、荷渡指図をしたことについて、使用者責任を民法七一五条により、それぞれ損害賠償責任を負う。

2 被告武陽汽船株式会社関係

被告武陽汽船株式会社（以下「被告武陽汽船」という）は、キプロス共和国においても実体のない被告エス・ケー・ビーの総代理店として本件に関与しているから、被告エス・ケー・ビーの責任と同様の責任を負うほか、被告エス・ケー・ビーからロツコーエス・ケー・ビーの責任と同様の責任を負う。

3 被告茂木孝雄関係

被告エス・ケー・ビーの取締役である被告茂木孝雄（以下「被告茂木」という）は、未認許の外国法人である被告エス・ケー・ビーが、日本において継続して取引をしたことから、商法四八一条二項により損害賠償責任を負う。これに対し、被告らは、本案前の申立てとして「本件訴えをいずれも却下す

る」との裁判を求め、その理由として、本件船荷証券中の約款には国際的専属的管轄の合意があり、それによれば本件各請求はマレーシアの専属的管轄に属するから、被告らに対する本件各請求は管轄違いとして却下されるべきであると主張している。

第三 争点及び争点に対する当事者の主張等

一 争点

- 訴外サバセルガスと被告エス・ケー・ピーとの間においてなされた国際的専属的管轄の合意が有効かどうか。

- 右合意を、被告エス・ケー・ピーのほか、契約当事者ではない被告武陽汽船や被告茂木が援用することができるか。

二 争点に関する被告らの主張

1 争点1について

(一) 船荷証券の記載

本件船荷証券には、裁判管轄に関し、概要、次のとおりの約款条項（以下「本件管轄条項」という）がある。

(1) 本件船荷証券に包含される運送契約につき、運送人に対する、運送等から生じる貨物についての請求は、すべてマレーシアの裁判所の専属管轄に服する。（第三条関係）

(2) 運送人の被用者及び代理人は、船荷証券に包含される契約の当事者となり、運送人の有する免責、責任制限等の権利を援用することができる。（第五条関係）

(二) 管轄合意の合理性

(1) 被告エス・ケー・ピーは、キプロス法人であつてマレーシア法人ではないが、運送契約の相手方訴外サバセルガスはマレーシア法人であり、本件船荷証券もマレーシアで発行され、船積港もマレーシア国内であるなど、実質的にもマレーシアと関連性を有しているから、管轄合意は合理性を有する。

(2) 管轄の合意内容がマレーシアの管轄という国の指定だけであつても、国際管轄の配分という点からすれば明確な内容であつて、その国内の管轄の問題は国内法にゆだねるという趣旨であるから、その明確性、合理性に何ら問題はない。

2 争点2について

(一) 被告エス・ケー・ピーについて

被告エス・ケー・ピーは、本件船荷証券上の運送人であるから、本件管轄条項三条により、被告エス・ケー・ピーに対する請求はマレーシアに管轄がある。

(二) 被告武陽汽船について

原告は、被告武陽汽船が被告エス・ケー・ピーとの関係で法人格が否定されるべきであると主張しているが、それを前提とすれば、被告武陽汽船もまた、被告エス・ケー・ピーと同様、管轄の合意の効力を受ける。

(三) 被告茂木について

本件船荷証券条の管轄合意の効力は、その当事者ではない被告茂木には直接及ぶわけではないが、本件管轄条項五条により、契約当事者である被告エス・ケー・ピーは、その被用者である被告茂木の代理人として行為し

たとみなされるので、本件管轄の合意の効力を受けることになる。

三 争点に関する原告の主張

1 争点1について

(一) 本件管轄条項は、マレーシアの裁判所を指定するのみで提起すべき裁判所が特定できず無効である。

(二) 本件管轄条項は、以下の事実が認められる本件においては、はなはだしく不合理で公序法に違反するから無効である。

- (1) 被告エス・ケー・ビーは便宜的にマレーシアの訴外サフオンド・シッピング・エスティーム・ビーエイチディー（以下「訴外サフオンド社」という）の船荷証券フォームを使っている。
- (2) 被告エス・ケー・ビーはマレーシアに事務所がない。

(3) 本件では、実際の行為者など関係者が日本に居住しており、請求原因についての重要な証拠が日本にあるといえる。

(4) 被告エス・ケー・ビーはキプロス共和国のペーパーカンパニーであり、キプロス船籍を取得するだけの会社である。

(5) 被告エス・ケー・ビーの取締役及び株主は、すべて日本人である。

(6) マレーシアを専属的合意管轄の場所とすることは、いわゆるヘーリング規則三条八項（運送人の免責禁止条項）に違反する。

(三) 本件各請求は、不法行為にも基づいているが、これについては管轄の合意はない。

2 争点2について

(一) 被告武陽汽船について

被告エス・ケー・ビーに対する主張と同様である。

(二) 被告茂木について

管轄の指定については被告エス・ケー・ビーに対する主張と同様である。運送人被告エス・ケー・ビーと同様に管轄の指定の効力を受けるという点に対しては、本件管轄条項五条の効力はないし、仮にあっても引渡しに対しては効力がない。

第四 当裁判所の判断

一 争点1について

1 國際的専属的裁判管轄の合意については、我が國の國際民事訴訟法において、当該事件の國際性及び合理的國際慣行を考慮しつつ、条理によりその成立及び有効性を決すべきであるところ、①少なくとも当事者の一方が作成し

た書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であること（国際的裁判管轄の合意の方式）、②(イ)当該事件が我が国の裁判権に専属的に服するものではなく、(ロ)指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有すること（ある訴訟事件についての我が国の裁判権を排除し、特定の外国の裁判所だけを第一審の管轄裁判所と指定する旨の国際的専属的裁判管轄の合意）が認められる限り、我が国の国際民事訴訟法上、原則として有効であつて、③右管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合に右管轄の合意は無効となるというべきである。

2 証拠（甲一、二一の1及び2）及び弁論の全趣旨によれば、本件船荷証券は、本件管轄条項が証券の裏面に印刷されている訴外サフオンド社のものが

用いられており、本件船長の署名があること（甲一、二一の1及び2）、本件管轄条項の内容は、前記船荷証券の記載（第三の二の1）のとおり、その文言に従えば、本件船荷証券の原因関係たる運送契約に関連する請求は、すべてマレーシアの裁判所に専属的に管轄権が属するというものであると認められるから、本件管轄条項の方式において欠けるところはない。

原告はマレーシアの裁判所というのは、不明確であるとするが、管轄合意の中に特定国が明示されている場合、当該国内部においてどの裁判所に具体的に裁判籍があるとされるかは、当該国の国内の管轄権の分配の準則に従うというのが、通常の当事者の意思であるというべきであり、国際的裁判管轄権の分配という観点からすれば、管轄合意の中に国名のみ記載されていることのみをもつて、不明確な管轄合意であるということはできないと解される。

また、証拠（乙一ないし四）及び弁論の全趣旨によれば、前記本件各請求が我が国の専属的管轄に属するものではなく、指定されたマレーシアの裁判所が、その国法上、当該事件につき管轄権を有することを推認することがで
きる。

3 専属的管轄の合意が原則として有効と解されるのは、「原告は被告の法廷に従う」との普遍的ないわば公平の原理の下、その涉外的取引から生ずる紛争につき、本店所在地等の特定の国の裁判所にのみ管轄の限定を図ろうとすることが、経営政策として保護するに足りるものであるからと解されるところ、証拠（甲一、一二、二一の1ないし3）及び弁論の全趣旨によれば、被告エス・ケー・ビーは、キプロス共和国に本店を置く会社であつて、マレーシアには営業所あるいは支店を置いていないこと、合意管轄につき訴外サフ

オンド社のフォームを流用するのみで独自に作成されたものではないこと、被告エス・ケー・ビーの取締役がすべて日本人であることが認められるのであり、そうだとすると、被告エス・ケー・ビーの経営判断において、マレーシアに専属的管轄を認めること自体に格別の配慮がされていたとは認め難いというべきである。

また、証拠（甲一、二、四、六、七、一〇ないし一二）及び弁論の全趣旨によれば、本件では、本件船荷証券が、マレーシアで発行され、対象とする積荷がマレーシア産の丸太であり、船積港もマレーシア内の港であつて、また荷送人もマレーシア法人であることが認められるものの、他方、本件が、我が国における積荷引渡しに関する紛争であつて、紛争関与者の多くが日本在住の日本人であることが認められる。そうだとすると、争われている事実

関係において、マレーシアとの関連性は皆無に等しく、我が国との関連性が強いといえる。

右のような諸事情に照らすと、原告の被告エス・ケー・ビーに対する請求の当否の判断について、我が国際民事訴訟法上、マレーシアのみに国際的裁判管轄権があるとすることは、単に訴訟の迅速、当事者の公平を害する結果をもたらすことになる。よって、本件管轄条項は、はなはだしく不合理で公序法に反しており、これを本件に適用することはできず、被告エス・ケー・ビーの本案前の主張は理由がない。

二 争点2について

1 被告武陽汽船について

被告武陽汽船の本案前の主張は、前記のとおり被告武陽汽船が、被告エス

・ケー・ビーと別法人格であることが否定されることを前提としており、そ
うだとすると、被告エス・ケー・ビーの主張が理由がない以上、被告武陽汽
船の主張も理由がない。

なお、付言するに、一般に船舶の賃借人の場合、運送契約を締結して運送
人となつて賃借船舶を運送手段とすることができるから、船舶所有者以上に
管轄の指定に利害関係があるということができる。しかし、本件では、被告
武陽汽船は本件船舶の賃借人とされるものの被告エス・ケー・ビーが本件運
送契約の当事者であり、かつ運送人であるから（甲一、弁論の全趣旨）、被
告エス・ケー・ビー以上に管轄の指定に利害関係を有するということはでき
ないし、被告武陽汽船の本店所在地が日本であること（甲一〇）などの事実
関係に照らしても、被告武陽汽船を被告エス・ケー・ビー以上に保護すべき

事情も窺われない。

2 被告茂木について

被告茂木に関しては、本件船荷証券の約款上（第五条）、運送人である被告エス・ケー・ピーの被用者として、被告エス・ケー・ピーと同様に本件管轄条項を主張しようとされており、その効力が問題となりうる。しかし、前記一で説示したとおり、被告エス・ケー・ピーは本件管轄条項の適用を主張することができない以上、被告エス・ケー・ピーの被用者である被告茂木も本件管轄条項の適用を主張できないとするのが相当である。

なお、本件管轄条項五条は、被用者を保護すべき目的のもとに合意されたといいうが、本件では、日本在住の被告茂木において、右管轄の指定を独

自に主張しうる利益も窺えない（甲一一、弁論の全趣旨）。

よつて、被告茂木の本案前の主張は採用することができない。

三 管轄の判断

1 そうすると、前記被告らに対する各請求に関して我が国に裁判管轄権があるのか否かが問題となるが、上述のように、国際的裁判管轄籍について明文を欠く現状にあつては、その存否は、条理に従つて決すべきであるところ、基準の明確性から特段の事情がない限り、我が国の民事訴訟法を類推適用して検討するのが相当である。

2 被告エス・ケー・ビーに対する請求は、本件船荷証券ないしその原因関係たる運送契約の債務不履行に基づく請求又は不法行為に基づく請求であるから、義務履行地又は不法行為地として我が国に国際的裁判管轄権があるもの

というべきである（民事訴訟法五条一号、九号類推適用）。

また、被告武陽汽船に対する請求は、主たる営業所地又は事業所地として、被告茂木に対する請求は、住所地として我が国に國際的裁判管轄権が認められるというべきである（民事訴訟法四条一項、二項、四項類推適用）。

第五 結論

以上から、本件各請求について、日本の裁判所が裁判管轄権を有しないといふ被告らの本案前の主張は理由がない。よつて、主文のとおり中間判決する。

東京地方裁判所民事第三六部

裁判長裁判官

難波孝一

裁判官

足立正佳

裁判官

内野宗輝

(別紙)

船荷証券明細

- 一 運送品の種類 サバ産丸太
- 二 運送品の個数及び容積 八六本、七六六・五三立方メートル
- 三 外部から認められる運送品の状態 良好
- 四 荷送人 訴外サバセルガス社
- 五 荷受人 荷送人の指図人
- 六 運送人 被告エス・ケー・ビー
- 七 船舶の名称及び国籍 ロツコー、キプロス共和国
- 八 船積港及び船積みの年月日 マレーシア・サバ州タワウ一九九八年二月一

二日

九 陸揚港 東京

一〇 作成地及び作成の年月日 マレーシア・サバ州タワウ一九九八年二月一二

日

一一 船長の氏名 クレセンテ・アイ・アシロ (Cresente H. Asilo)

一二 裏書人 荷送人

一三 被裏書人兼所持人 中央信用金庫

右は正本である。

右同日同序

裁判所書記官

青木正人

